

# 介護分野で行われている復興特区制度の今後の取り扱いについて

社保審一介護給付費分科会

第176回 (R2.3.16)

資料 4

## ○経緯

- ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づき、県や市町村は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、個別の規制等の特例を受けるための計画を内閣総理大臣の認定を受けることができる。
- ・ 福島県、宮城県、岩手県における平成23～28年度の復興推進計画においては、一定の要件を緩和し、病院や介護老人保健施設等と密接な連携を確保し、サービスを適切に行うと知事が認める者に対し、訪問リハビリテーション事業所の開設を認める特例が設けられたところ。
- ・ 当該計画については、平成29年1月20日に、岩手県・宮城県は3年間(令和元年度末)、福島県4年間(令和2年度末)延長する形で、期間が変更された。第136回介護給付費分科会に報告。

## ○対応

### (1) 岩手県保健・医療・福祉復興推進計画

- 計画(訪問リハビリに係る事項)を令和5年3月末まで延長する旨の申請があり、内閣総理大臣が2月4日付け認定

### (2) 宮城県保健・医療・福祉復興推進計画

- 計画(訪問リハビリに係る事項)を令和4年3月末まで延長する旨の申請があり、内閣総理大臣が1月24日付け認定